定期監査の結果

1 監査の期間

平成25年11月28日から平成25年12月26日

2 監査の対象

(1) 対象部課

子ども部子育て支援課及び家庭児童支援課

- 幼稚園 (西尾)
- ・保育園(米津、佐久島、室場、荻原、一色中部、津平、矢田、花ノ木、見影)
- (2) 対象期間

平成25年 4 月 1 日から平成25年 9 月30日

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、 事前に監査資料の提出を受け説明を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問によ る審査を実施した。

4 監査の結果

監査の結果は、概ね適正に処理されていると認められた。

しかし、以下に掲げるとおり、改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執 行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

また、管理者におかれては、事務事業が適切に執行されるよう、管理・監督に努められたい。

(1) 子育て支援課

児童手当、児童扶養手当の支給事務で、手当支給後に要件に該当しないことが判明 した場合、受給者に手当の返還を求めているが、返還金の管理を所管課の内部資料で 行っていた。返還金は債権であることを認識され、適切な保全・管理をされたい。

(2) 家庭児童支援課

臨時職員の給与支給事務において、勤務時間の算定誤りがあり、支払額を誤って支払っていた。今後、このような誤りが発生しないよう支給事務のチェック体制を確立し、適切な事務処理をされたい。

(3) 幼稚園、保育園

平成24年度から寄附台帳が作成されていないところがあった。また、備品登録手

続きについて、購入後、備品登録手続きがされていないところがあった。西尾市財産 管理規則及び西尾市物品管理要綱に沿った適正な管理をされたい。